**TENつなぎ 規約**

第一章　総則

（名称）

第 1 条 　この会は、TENつなぎと称する。

（事務所）

第 2 条 　この会の主たる事務所は、佐賀県武雄市武雄町大字武雄7266に置く。

２　当会は、従たる事務所を佐賀県杵島郡江北町山口5200-1に置く。

（目的）

第 ３ 条 　この会は、まちづくり、社会貢献活動をおこなう個人や団体が、相互交流および情報交換する機会をつくり、地域活性化・地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第 ４ 条 　この会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

(1) まちづくり・ひとづくりの推進を図る活動   
(2) 観光の振興を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

(4) 市民活動に関する助言、情報発信などの中間支援機能

(5) その他目的を達成するための事業

第二章　会員

（会員）

第 ５ 条 この会の会員は、 本会の目的に賛同し、且つ理事が承認した者とする。

２　会員の種別は、以下とする。

(1) 正会員　　当会の目的に賛同し入会した者

(2) 賛助会員　　当会の事業を支援するために入会した者

（退会）

第 ６ 条

(1) 会員は、退会届を理事に提出し任意に退会することができる。

(2) 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1 本人が死亡したとき。

2 理事が存続不可能と判断した場合

第三章　理事

（理事の設置）

第 ７ 条 　この会に理事２名以上を置く。

２　理事のうちから、代表理事１名を定め、代表理事をもって理事長とする。

（代表理事の選定及び職務権限）

第 ８ 条 　代表理事は、総会の決議により理事からの互選とする。

２ 代表理事は、当会を代表し、その業務を執行する。

３ 理事は当会の業務を執行する。

４ 理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第四章　総会

（総会）

第 ９ 条 　この会の総会は、年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

第五章　理事会

（定例会）

第 10 条 　毎月第四土曜日を基本として、定例会を行う。

（委任）

第 11 条 　この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第六章　会計

（会計年度）

第 12 条　この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日の1年間とする。

第七章　会則変更及び解散

（変更）

第 13 条 　この規約は、総会において、理事の承認がなければ変更できない。

（解散）

第 14 条　この会は総会の決議をもって解散する。

（精算）

第 15 条　この会が解散した時に残存する財産は、総会において理事の賛成を得た方法をもって精算する。

第八章　附則

（最初の事業年度）

第 16 条 　当会の最初の事業年度は、平成２６年５月１０日から施行する。